緊急連載

災害復興と建廃対策

—24—

復旧から復興へ⑤

二次仮置きと処理の方向固まる

建物解体も本格始動

宮城県は津波被災地で集積された、災害廃棄物の二次仮置き場の管理と処理業務の委託先の選定を進めている。

すでに石巻ブロックは鹿島を代表会社とするJVが落札し、名取亘理ブロックは構成する4市町ごとに二次仮置き場と仮設焼却炉を設置することになり、名取市が西松建設、岩沼市がハザマ、亘理町が大林組、山元町がフジタを代表会社とするJVに決まった。

今後は気仙沼地ブロック（気仙沼市、南三陸町）、宮城東部ブロック（塩釜市、多賀城市、松島町、七ケ浜町）でも、プロポーザルが始まる。東部ブロックのうち、松島町は津波被害が比較的少なく、自前で処理を終えられそうな見通しで、プロポーザルの対象から外れることになる。多賀城市は廃棄物の半量を独自に処理する一・五次仮置き場の方針を固め、鴻池組が管理業務を受注している。

仙台市は井土、荒浜、蒲生の3カ所の置き場に仮設焼却炉と破砕設備等を置くが、10月1日から井土と蒲生で1日当たり100トンの処理能力の焼却施設が本稼働を始めている。荒浜も12月から仮設炉が稼働する見通しだ。

各置き場とも、初期段階から現地の管理業務を県産業廃棄物協会の仙台支部が窓口になって担ってきたが、今後もその流れが踏襲される見通しだ。

宮城県内では散乱した災害廃棄物の撤去とともに、原型をとどめた被災建物の解体工事も始まっている。名取亘理地区は5月までに解体が始まり、仙台市や石巻市も6月から始まった。

このうち、仙台市は㈳仙台建設業協会と宮城県解体工事業協同組合を窓口に絞り、全体で約6000棟の解体物件が出てくる見通しだ。各組織の加盟会社が施工に従事している。石巻市は合併前の旧市内を35ブロックに分け、市内に本社または出先事務所を持つ130社以上の解体・建設業者が施工することとなり、3月末の完工目指して解体がピークを迎えつつある。

多少の地域差はあるが、復旧の方向性は見通しが立ちつつある。

（つづく）

集積の進んだ仮置き場（仙台市井土）

平成23年10月17日
週刊循環経済新聞